

高校生等奨学給付金(私立)

令和6年度 通常給付 (県内校)

返済は不要です

制度の概要

三重県では、保護者等が負担すべき授業料以外の教育に必要な経費を支援するため、私立高等学校等に
通う高校生等のいる低所得世帯に対し、返済不要の「高校生等奨学給付金」を給付します。

対象となる世帯

◎令和6年7月1日現在で次の要件をすべて満たす世帯

- ・ 高等学校等就学支援金(高等学校等の授業料に対する支援)の支給を受ける資格を有する高校生等がいる世帯(特別支援学校高等部の生徒、児童入所施設入所中の生徒等を除く。)
- ・ 保護者等が三重県内に居住している世帯(保護者等のいずれかが海外に居住している場合は除く。)
- ・ 保護者等が生活保護を受給しているか、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯(均等割に課税額があっても所得割が0円の場合は対象になります。)

申請方法

上記の要件をすべて満たす世帯は、各学校で申請書類を受け取り、記入の上、各証明書類等とともに各
学校に提出してください。

(本校の場合、今回は手続き不要で、後日学校から対象者に申請書類を郵送します。)

提出期限

◎令和6年9月30日(月)必着

※県内の学校の場合は各学校の提出期限に従ってください。

※申請期限を過ぎての申請は、理由を問わず一切受付できなくなるので、余裕をもって申請し
てください。

申請書類提出先

・県内の学校→各学校の担当者(事務局)

提出書類の不足や不備等がある場合は申請が却下される場合がありますので、提出前に十分に確認
をしてください。

給付額等

◎給付額は、世帯の状況により変わります。(下記表参照)

世帯種別		給付額	
生業扶助受給世帯 (生活保護世帯)	全日・定時・通信制	52,600円	
非課税世帯 ※生業扶助受給世帯を除く	全日制 定時制	第1子	142,600円
		第2子以降	152,000円
	通信制	52,100円	
	専攻科	52,100円	

第2子以降とは15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合

奨学給付金の受取りについて

- ・奨学給付金は、県から直接ご指定の口座に振り込みます。(ただし学校に受領を委任した場合は、学校へ直接振り込みます)
 - ・通常給付は8月から2月の間に振り込む予定です。
 - ・振込日については給付決定通知と一緒にお知らせします。通知が届くまでお待ちください。
- ※給付決定通知が届く前に県や学校へ振込日のお問い合わせをいただいても、お答えできませんのでご了承ください。

お問い合わせ先

三重県環境生活部私学課奨学給付金担当

TEL 059-224-2161 受付時間 平日 9:00~12:00 13:00~17:00

※県立高等学校等に在籍する生徒の場合は三重県教育委員会事務局教育財務課奨学給付金担当
電話 059-224-2827 へお問い合わせください。

高校生等奨学給付金（私立） 申請の手引き

令和6年度 通常給付

1 申請者 保護者等

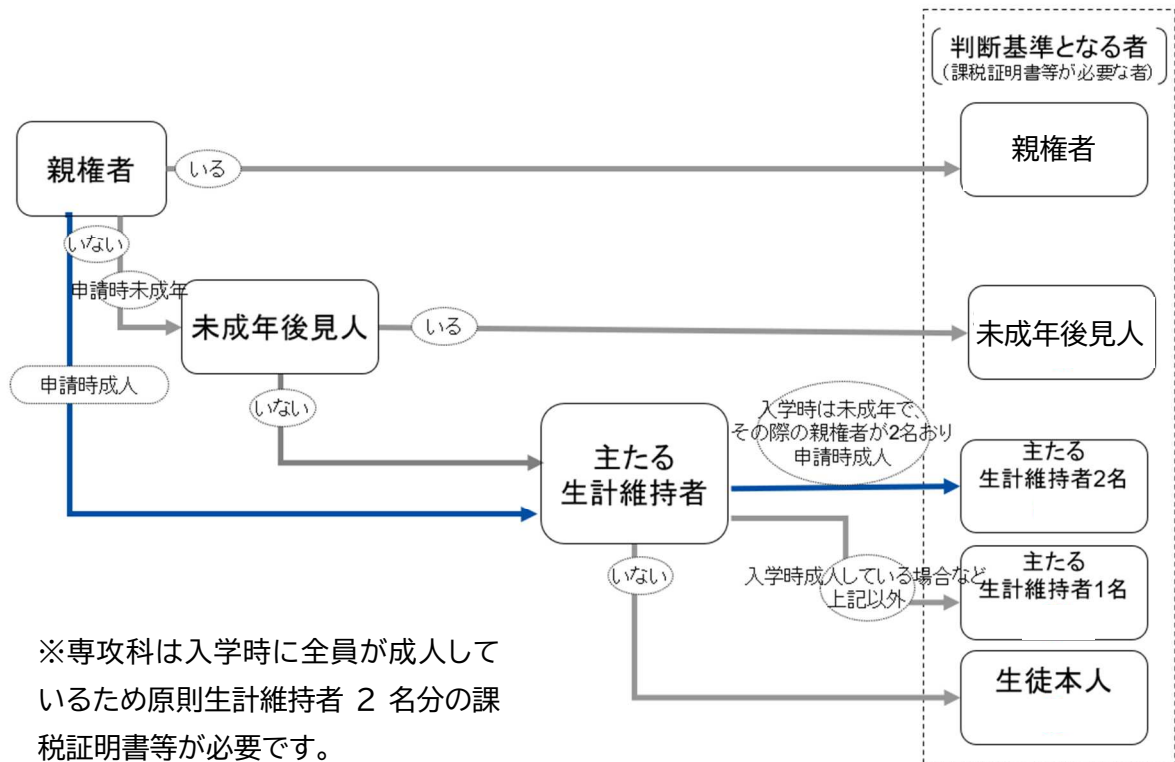
2 課税証明書等が必要な者

※1 原則保護者等全員

高校生等が在学中に成人を迎えた場合については、家族構成の変更がなく、成年年齢に達する日以前の日において保護者であった者の収入により生計を維持している実態に変更がない場合には、保護者であった者を「主たる生計維持者」とすることとし、保護者2名の場合は「主たる生計維持者」2名分必要です。

※2 親権者がいない場合は、下図を参考にしてください。

※3 高校生等が入学前に成人している場合は、健康保険証の被保険者の所得で判断します。（専攻科は除く）



3 基準日 令和6年7月1日

4 申請期限**令和6年9月30日(月)必着**

※県内の学校は各学校の締め切日にしたってください。
 ※高校生等が複数いる場合は、それぞれ申請が必要です。

5 給付について

審査が終了したものをから順次振込ます。(8月から2月頃)

○給付額等

世帯種別		給付金額	
生業扶助受給世帯 (生活保護世帯)	全日・定時・通信制	52,600円	
非課税世帯 ※生業扶助受給世帯を除く	全日制定時制	第1子	142,600円
		第2子以降	152,000円
	通信制		52,100円
	専攻科	52,100円	

6 注意点

※申請について電話、手紙等により連絡することがあります。連絡がつかないと給付出来ない場合があります。

※高校生等が複数いる場合は、それぞれに申請書等の提出が必要です。

7 提出先・問い合わせ先

・ **県内**の高等学校等に在学している場合・・・在学する高等学校等

・ **県外**の高等学校等に在学している場合・・・

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県環境生活部 私学課

電話 059-224-2161 (受付 平日 9:00~12:00

13:00~17:00)

※郵送する際は、簡易書留など記録に残る方法で送付してください。

8 提出する書類

(1) **高校生等奨学給付金受給申請書** (様式 1)

(2) **振込口座届** (様式 4) ※申請者 (保護者) の口座を指定してください。

※口座名義は高校生等奨学給付金の申請者のものとする。やむを得ず申請者以外の口座を指定する場合には、別途委任状 (様式 5) を提出すること。

(3) **委任状** (様式 5)

※学校長に委任された場合には、副申書に学校が指定する振込口座を記入すること。

※ (2) の振込口座届が申請者以外の口座を指定する場合にも必要。

~~(4) (県外の高等学校等に通う高校生等の場合) 在学証明書 (様式 2)~~

(5) 7月1日時点で、15歳 (中学生を除く。) 以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合 (第2子で申請する場合) **扶養誓約書**

(6) **保護者等全員の住所地が確認できる住民票** (原則父母・原本)

※交付日が基準日 (令和6年7月1日)以降のもの

※市役所、町役場で発行された状態のまま、抜き取らず全員分を提出してください。

(7) 7月1日時点で、生活保護 (生業扶助) が措置されている場合には、その措置状況がわかる証明書【**生業扶助 (高等学校等就学費) 受給証明書 (原本)**】

(8) **保護者等全員の令和6年度の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できる課税証明書** (原則父母・原本)

※世帯で取得した場合は、全員分の課税証明書を提出してください。

※ (7) を提出する場合は不要です。

~~(9) (専攻科のみ) 個人対象要件証明書~~

※支援金を受給していない場合のみ必要

9 申請額の確認

- 世帯の状況により、提出する書類が異なります。

